

富良野市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 富良野市は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、富良野市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から富良野市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、北海道U I J ターン新規就業支援事業及び地域課題解決型企業支援事業の実施要領（以下、道実施要領という。）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とし予算の範囲内で支給するものとする。又、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、申請時において、次の（１）の要件を満たし、かつ（２）から（５）のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（６）の要件を満たす申請者を対象とする。

(１) 移住等に関する要件

道実施要領第5の1（１）アの要件を満たす者とする。この場合において、道実施要領第5の1（１）ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村」、c中「転入先の市町村」及び（ウ）d中「申請者の居住する市町村」とあるのは「富良野市」と読み替えるものとし、道要領第5の1（１）ア（イ）bを「移住支援金の申請において、転入後3か月以上1年以内であること。」と読み替えるものとする（以下同じ。）。

(２) 就業に関する要件

道実施要領第5の1（１）イの要件を満たす者とする。

(３) 起業に関する要件

道実施要領第5の1（１）ウの要件を満たす者とする。

(４) テレワークに関する要件

道実施要領第5の1（１）エの要件を満たす者とする。

(５) 本事業における関係人口に関する要件

支給対象者の要件として次のアからキのいずれかに該当し、かつ地域の担い手確保の要件としてクからコのいずれかに該当すること。

ア 富良野市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベント

に継続的に参加している者。

イ 本人又は同一世帯が富良野市出身である者。

ウ 本人又は同一世帯の者が富良野市内の小中学校・高等学校を卒業している者。

エ 本人又は同一世帯の者で三親等以内の親族が富良野市に在住している者。

オ 本人又は同一世帯の者が過去に連続して1年以上富良野市に在住していた者。

カ 富良野市に移住する直前の5年間に3回以上、富良野市にふるさと納税をしている者。
ただし、1年で複数回寄付した場合には1回とみなす。

キ 富良野市に移住する直前の5年間のうち、本市にふるさと納税を累計25万円以上納付している者。

ク 次の全てを満たし富良野市内で就職する者。

(ア) 富良野市が運営するしごと情報サイト「ふらのジョブスタル」に求人掲載されている企業へ就職する。

(イ) 富良野市内において特に人手が不足していると認められる工事業、運輸業、宿泊業、保育・医療・福祉・介護事業に従事する。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人又は個人事業主への就業ではない。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

(オ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請があった日において、当該法人に連続して3ヵ月以上在職している。

ケ 富良野市内で開業又は、株式会社、合同会社等の法人の設立を行い、その代表者として、法人の登記または個人事業の開業の届け出を富良野市内で行っている者。

コ 農林水産業に就業する者。

(6) 世帯に関する要件

道実施要領第5の1(1)カの要件を満たす者とする。

(予備登録及び交付の申請)

第4条 前条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、道実施要領第5の2(1)アに示す対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は、就業後1か月以内に、起業及びテレワーク移住又は関係人口要件での移住をする場合は、転入後1か月以内に、前条に掲げる要件に該当することが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

なお、予備登録申請は、富良野市が予算の執行見込をあらかじめ把握することを目的に行うものであるため、期間内に予備登録申請を行わなかった者の取扱いが富良野市が判断することとする。

2 前項の申請書を提出した者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付申請書(別記様式第2号、別記様式第2号別紙1、2)、移住者の就業先の就業証明書(別記様式第3号)、承諾書(別記様式第4号)に加え、前条に掲げる要件に該当することを証する書類のほか、必要に応じて、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定に

係る書類の写しを市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、予算の範囲内で移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額その他決定の内容を UIJ ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、移住支援金の交付をしないことを決定したときは、理由を付し書面により申請者に通知するものとする。

（再交付の決定）

第6条 市長は、前条第3項の通知を受けた者が、紛失等の理由により再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（以下「再交付願」という。）（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、再交付願の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、UIJ ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（再交付）（別記様式第7号）を、交付対象者に交付するものとする。

（移住支援金の支給）

第7条 第5条第3項及び前条第2項に規定する通知をされた者（以下「交付決定者」という。）は、請求書（別記様式第8号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、移住支援金の支給を行うものとする。
- 3 移住支援金は、北海道移住支援金等交付事業費補助金交付要綱に定める目的から、移住に伴う経済的負担を可能な限り早期に軽減するため、一括で支給することができる。

（報告及び立入調査）

第8条 北海道及び市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認められるときは、交付決定者並びに対象事業所に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（申請及び交付の取下げ）

第9条 交付決定者が、第5条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取下げることができる。

- 2 交付決定者は、次の各号に該当する場合、速やかに報告するとともに、交付決定取下申出書

(別記様式第9号)を市長へ提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなった場合
- (2) 移住支援金の申請日から5年以内に富良野市から転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が道実施要領第5の1(2)に該当する場合、又は前条に規定する書類の提出があった場合のほか、この要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情により就業が困難な状況があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項による交付決定の取消しをした場合、交付決定取消通知書(別記様式第10号)を交付決定者に通知する。

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定に基づき移住支援金の交付の決定を取消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 2 前項で請求する返還の額は、道実施要領第5の1(2)ア及びイに規定する額とする。

(事業の遂行)

第12条 交付決定者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を順守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために市長が必要と認めるときには、関係書類の提出、個人情報情報の閲覧又は立入調査等に応じなければならない。

(北海道との協力体制)

第13条 市長は、本事業の実施に当たっては、情報の共有・確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱及び道実施要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市UIJターン新規就

業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年４月１日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年４月１日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年７月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年８月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、令和７年４月１日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。